都市再生整備計画

大宮駅周辺地区（第3期）

埼玉県　さいたま市

令和8年3月

事業名	確認
都市構造再編集中支援事業	□
都市再生整備計画事業	□
まちなかウォーカブル推進事業	☑

都市再生整備計画の目標及び計画期間

様式（1）-②

都道府県名	埼玉県	市町村名	さいたま市	地区名	大宮駅周辺地区（第3期）	面積	131 ha

計画期間	令和 8 年度 ～ 令和 12 年度	交付期間	令和 8 年度 ～ 令和 12 年度

目標

大目標　高次都市機能の集積を通じた、おもてなしがあふれる東日本の交流拠点都市の創出
小目標①　人中心の歩きたくなるまちづくりによる賑わいの創出
小目標②　大宮駅周辺をウォーカブルなまちにするための歩行者空間の形成

目標設定の根拠

まちづくりの経緯及び現況

・大宮は氷川神社の門前町、中山道の宿場町として栄え、明治期には東北本線と高崎線との分岐点に大宮駅が設けられるなど、古くから基幹交通の要衝として発展してきた。現在も大宮駅は東北・上信越方面に向かう6路線の新幹線とJR在来線、私鉄を含めて13路線が乗り入れる全国有数のターミナル駅であり、駅周辺には商業・業務・行政機能などの施設が集積し、交通結節点としての特色を生かしたまちづくりが進められている。
・平成13年の大宮市、浦和市、与野市合併（※平成17年に岩槻市合併）によるさいたま市の誕生と平成15年の政令指定都市への移行を契機に、広域的な交通利便性を持ち、都市機能が高度に集積している大宮駅周辺地域は、さいたま市を代表する商業・業務地としてふさわしい広域的発展の核となる都市形成を図ることが期待されている。
・平成22年5月には「大宮駅周辺地域戦略ビジョン」を策定し、将来像として設定した「東日本の顔となるまち」、「おもてなし、あふれるまち」、「氷川の杜、継ぐまち」の実現の取り組みとして、大宮駅東口・西口地区の市街地再開発事業や関連するまちづくり団体の発足などの民官協働のまちづくりを進めており、これらの個別のまちづくりの動きを総合的なまちづくりへと展開させることが求められている。
・また、平成28年3月に改定された「首都圏広域地方計画」において、大宮は「東北圏・北陸圏・北海道連結首都圏対流拠点」として位置づけられ、東日本のネットワークの結節点として連携・交流機能の集積・強化を図るとともに、災害時のバックアップ拠点機能の強化を図ることが求められており、平成29年8月には都市再生緊急整備地域の指定も受けている。
・首都圏広域地方計画、都市再生緊急整備地域の方針を踏まえ、大宮駅周辺地域戦略ビジョンのうち「ターミナル街区」のまちづくりの具体化を図るため、平成30年7月には「大宮駅グランドセントラルステーション化構想」を策定し、駅周辺街区のまちづくりと交通基盤整備、駅機能高度化を三位一体で進めている。
・大宮駅周辺地区都市再生整備計画（令和3年度～令和7年度）では、歩きたくなるまちづくりによる賑わい創出を図るため、一の宮通りや大宮停車場大成線等の整備を進めるとともに、魅力的な空間づくりのためおおみやストリートプランツをはじめとした社会実験の実施や整備検討を進めてきた。

課題

① 広域的な拠点都市にふさわしい都市基盤や都市空間の整備に遅れが目立ち、大宮の都市規模や交通結節点のポテンシャルが活かし切れていない
② 社会環境や商業環境の変化に伴い、多様化する市民生活を支えるための「核」となる機能がまちなかに不足している
③ 駅から当地区、周辺にある多様な地域資源が活かしきれておらず、「大宮らしさ」を象徴する新たな魅力や価値を創出していく必要がある
④ 多数のまちづくり団体が活動し、教育施設の集積などが見られる大宮駅周辺地域では、民間の力を、まちづくりの推進にさらに活かしていく必要がある
⑤ 広域交通の拠点性の向上と地域内の快適な移動環境の実現を図る必要がある
⑥ 帰宅困難者対策や安全な市街地整備を通じた都市防災に対する防災拠点形成を図る必要がある
⑦ 地球環境（温暖化対策、ヒートアイランド現象の防止・生態系への配慮）や社会環境（少子高齢化）の変化に対応した持続的な発展を図る必要がある
⑧ グローバル社会にふさわしい都心活動（ビジネス・観光）と都市空間の形成を図る必要がある
⑨街路空間の活用により、沿道と一体的なにぎわいの創出や新たな滞在空間の創出を図る必要がある。

将来ビジョン（中長期）

・さいたま市総合振興計画（平成26年4月改定）及び、さいたま市都市計画マスタープラン（平成26年4月改定）において、本地区を高度で広域的な都市機能が集積し、多様な都市活動や市民生活の拠点となる「都心」として位置付け、都市機能の更新と土地の合理的かつ健全な高度利用を推進している。
・また、さいたま市都市計画マスタープラン（平成26年4月改定）において、国のグランドデザインのキーワードである「コンパクト＋ネットワーク」を踏まえ、本市の目指すべき将来の都市構造を「水と緑に囲まれた集約・ネットワーク型都市構造」とし、駅周辺（都心、副都心、地域生活拠点）に都市機能を集積し、各拠点を公共交通ネットワークで接続するとともに、自動車交通に過度に依存しない、歩いて暮らせるまちや低炭素都市の実現を目指している。
・これら方針実現のため、大宮駅周辺地域戦略ビジョン（平成22年5月策定）において、本地区の将来像を「東日本の顔となるまち」、「おもてなし、あふれるまち」、「氷川の杜、継ぐまち」と設定する。
・大宮駅グランドセントラルステーション化構想（平成30年7月策定）では、①ビジネス機能の集積、②対流拠点機能の強化、③商都大宮の再生、④上質な住環境の育成、⑤交通結節機能の充実、⑥回遊機能の強化、⑦自動車交通の抑制、⑧風格ある駅前景観の形成、⑨強靭性を備えたまちづくりを整備方針としている。
・

一体型滞在快適性等向上事業及びまちなかウォーカブル推進事業の計画　※一体型滞在快適性等向上事業の場合もしくはまちなかウォーカブル推進事業の場合に記載すること。それ以外の場合は本欄を削除すること。

滞在快適性等向上区域の考え方

大宮駅を拠点とし、駅中心から半径約500mを目安に滞在快適性等向上区域を設定し、歩道の拡幅などによりゆとりある歩行者空間を確保するとともに、沿道の民間事業者による歩道と一体となったオープンスペースの創出等により、官民一体となって居心地の良いまちなかを創出する。

滞在快適性等向上区域での取組

大宮中央通り線において、市が収納機能付きベンチを設置することにより、利用者と活用者（キッチンカー出店者や沿道店舗等）の両面から通りでの賑わい創出を図る。
また、沿道の飲食店等と連携し、収納機能ベンチ内に格納されている什器を利用し、公共空間を活用したオープンスペースの創出を図る。

目標を定量化する指標

指　標	単　位	定　義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	基準年度	目標値	目標年度
歩行者交通量	人／日	祝休日におけるーの宮通り、氷川参道、大宮大成停車場線の1日あたりの年間平均来街者歩行者交通量	小目標①②に対応し、一の宮通り及び大宮停車場大成線等での歩行環境整備に加え、氷川参道の歩行者専用化の整備により、歩行者交通量の増加を見込む。	8,300人	R6	9,400人	R12
滞在人口	人／日	大宮駅周辺における1日あたりの年間平均滞在者数	小目標①に対応し、大宮中央通線での滞在環境の創出や、一の宮通り及び氷川参道の整備により駅周辺の回遊性を高め、立寄りや滞留を促進し、滞在人口の増加を見込む。	77,700人	R6	94,600人	R12
地域の住み心地	%	さいたま市民意識調査の住み心地を問う項目に対し対象者（大宮駅利用者かつ大宮区居住）のうち「住みやすい」と回答した割合	小目標①②に対応し、歩行環境整備や市街地再開発により駅周辺の景観と滞在環境を向上させ、まちの魅力や居心地を高め、地区住民の満足度の増加を見込む。	91.6%	R6	93.0%	R12

歩行者交通量及び滞在人口について
データ提供：KDDI・技研商事インターナショナル「KDDILocationAnalyzer」
調査に用いたデータはau(KDDI)スマートフォンの位置情報ビッグデータ。（auスマートフォンユーザーからの同意に基づき取得し、個人が特定できない形式に加工した位置情報および属性（性別・年齢層）情報データ）
・データには20歳未満、およびインバウンド観光利用者のデータは含まれません。
・分析結果の数値は全人口推計値(サンプルを、国勢調査の市区町村別・性年代別人口に基づいて拡大した値)となります。

都市再生整備計画の整備方針等

様式（1）–③

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
【大宮の多様な魅力を活かした歩行者回遊性の強化】 歴史ある東口と近年発展した西口、繁華街と静謐な杜や参道、大型商業施設や商店街など、大宮のまちの多様な魅力を感じながら快適に歩けるよう、歩道の整備・道路美装化を通じた、歩行者の回遊性を高める街路空間の整備・高質化の取り組みを進める。さらに、大宮駅周辺で進められている市街地再開発事業・土地区画整理事業等、駅周辺の活性化につながる各種事業の取組みを進める。 ・歩行者利便増進道路制度を活用し、エリマネ団体等と連携しながら食事購買施設（キッチンカー、テント出店等）やベンチの配置することで、歩行者の利便増進を図る見込みである。（大宮中央通り線）	【基幹事業】 ・一の宮通り ・大宮停車場大成線 ・氷川参道環境整備その２ ・大宮中央通線 【提案事業】 ・事業活用調査　歩行環境創出検討 ・事業活用調査　氷川参道環境整備その２ 【関連事業】 ・大宮駅グランドセントラルステーション化構想 ・都市計画道路　氷川緑道西通線、上落合桜木線、桜木１号線、桜木2号線 ・桜木大成１号線、２号線 ・大宮駅西口第３一A・D地区第一種市街地再開発事業 ・大宮駅東口大門町3丁目中地区第一種市街地再開発事業 ・大宮駅西口第四土地区画整理事業 ・氷川参道環境整備その１ ・市道21965号線 ・レンガ通り ・細街路拡幅整備事業 ・南銀座通り ・桜木駐車場用地活用 【協定制度等】 ・都市利便増進施設を活用した賑わい及び回遊性創出 ・特例道路占用を活用した賑わい創出 ・歩行者利便増進道路（見込み）
【訪れたくなる街並みの創出】 市民が誇りに思え、訪れたくなるような街並みになるよう、道路空間の再編や美装化を行いおもてなしあふれる空間へと整備する。また、駅周辺で進められている市街地再開発事業と連携して、人が憩い、くつろげる空間を官民連携して整備していく。	【基幹事業】 ・一の宮通り ・大宮停車場大成線 ・氷川参道環境整備その２ ・大宮中央通線 【提案事業】 ・事業活用調査　歩行環境創出検討 ・事業活用調査　氷川参道環境整備その２ 【関連事業】 ・大宮駅グランドセントラルステーション化構想 ・都市計画道路　氷川緑道西通線、上落合桜木線、桜木１号線、桜木2号線 ・桜木大成１号線、２号線 ・大宮駅西口第３一A・D地区第一種市街地再開発事業 ・大宮駅東口大門町3丁目中地区第一種市街地再開発事業 ・大宮駅西口第四土地区画整理事業 ・氷川参道環境整備その１ ・市道21965号線 ・レンガ通り ・細街路拡幅整備事業 ・南銀座通り ・桜木駐車場用地活用 【協定制度等】 ・都市利便増進施設を活用した賑わい及び回遊性創出 ・特例道路占用を活用した賑わい創出

その他
（第1回変更）

目標を達成するために必要な交付対象事業等に関する事項（まちなかウォーカブル推進事業）

様式（1）-④-3

交付対象事業費	1,830	交付限度額	915.0	国費率	0.5

（金額の単位は百万円）

基幹事業

事業	細項目	事業箇所名	事業主体	直／間	規模	（参考）事業期間 開始年度	（参考）事業期間 終了年度	交付期間内事業期間 開始年度	交付期間内事業期間 終了年度	（参考）全体事業費	交付期間内事業費	うち官負担分	うち民負担分	交付対象事業費	費用便益比 B／C
道路		ーの宮通り	さいたま市	直	L=430m	R8	R11	R8	R11	1,120	1,120	1,120		1,120	—
道路		大宮停車場大成線	さいたま市	直	L=300m	R8	R12	R10	R12	120	120	120		120	—
道路		氷川参道環境整備その2	さいたま市	直	L=600m	R8	R12	R8	R11	445	445	445		445	—
公園															
駐車場有効利用システム															
地域生活基盤施設															
高質空間形成施設															
既存建造物活用事業															
土地区画整理事業															
市街地再開発事業															
バリアフリー環境整備促進事業															
街なみ環境整備事業															
滞在環境整備事業		大宮中央通線	さいたま市	直	L=180m	R9	R9	R9	R9	15	15	15		15	—
合計										1,700	1,700	1,700	0	1,700	…A

提案事業

事業	細項目	事業箇所名	事業主体	直／間	規模	（参考）事業期間 開始年度	（参考）事業期間 終了年度	交付期間内事業期間 開始年度	交付期間内事業期間 終了年度	（参考）全体事業費	交付期間内事業費	うち官負担分	うち民負担分	交付対象事業費
地域創造支援事業														
事業活用調査		歩行環境創出検討	さいたま市	直	—	R8	R10	R8	R10	50	50	50		50
		氷川参道環境整備その2	さいたま市	直	L=600m	R8	R12	R8	R12	80	80	80		80
まちづくり活動推進事業														
合計										130	130	130	0	130 …B
													合計(A+B)	1,830

（参考）関連事業

事業	事業箇所名	事業主体	所管省庁名	規模	（いずれかに○） 直轄	補助	地方単独	民間	事業期間 開始年度	事業期間 終了年度	全体事業費
大宮駅グランドセントラルステーション化構想		さいたま市									
都市計画道路　氷川緑道西通線	北区間	さいたま市	国土交通省	L=315m		○			H26		14,620
都市計画道路　上落合桜木線		さいたま市	国土交通省	L=240m		○			H30	R10	4,203
都市計画道路　桜木1号線		さいたま市	国土交通省	L=30m		○			H28	R8	780
都市計画道路　桜木2号線		さいたま市	国土交通省	L=80m		○			H28	R8	634
都市計画道路　桜木大成1号線		さいたま市		L=320m		○			R6	R12	6,142
都市計画道路　桜木大成2号線		さいたま市		L=380m		○			R6	R12	2,162
大宮駅西口第3ー A・D地区第一種市街地再開発事業		再開発組合	国土交通省	A=1.5ha		○			R3	R9	50,094
大宮駅東口大門町3丁目中地区第一種市街地再開発事業		再開発組合（予定）	国土交通省（予定）	A=0.6ha		○			－	－	－
大宮駅西口第四土地区画整理事業		さいたま市	国土交通省	A=9.68ha		○			H7	R10	24,387
氷川参道環境整備その1		さいたま市		L=450m			○				
レンガ通り		さいたま市		L=65m			○				
市道21965号線		さいたま市		L=300m			○				
細街路拡幅整備事業		さいたま市		L=595m			○		R3	R9(予定)	
南銀座通り		さいたま市		L=150m			○		R4	R11(予定)	75
桜木駐車場用地活用		東日本旅客鉄道株式会社		A=442㎡		○			R8	R8	92
合計											103,189

協定制度等の取り組み

官民連携によるエリアマネジメント方針等

	事業	事業の目的/事業によって解決される課題	事業期間	事業主体(占用主体)	活用する制度											
					制度別詳細1	制度別詳細2	制度別詳細3	制度別詳細4	制度別詳細5	制度別詳細6	制度別詳細7	制度別詳細8	制度別詳細9	制度別詳細10	制度別詳細14
					道路占用許可特例(法第46条第10項)	河川敷地占用許可(河川敷地占用許可準則22)	都市公園占用許可特例(法第46条第12項)	都市利便増進協定(法第46条第25項)	都市再生整備歩行者経路協定(法46条第24項)	低未利用土地利用促進協定(法46条第26項)	[滞在快適性等向上区域] 一体型滞在快適性等向上事業(法第46条第3項第2号)	[滞在快適性等向上区域] 都市公園占用許可特例(法第46条第14項第1号)	[滞在快適性等向上区域] 公園施設設置管理許可特例(法第46条第14号第2号イ)	[滞在快適性等向上区域] 公園施設設置管理協定(法第46条第14項第2号ロ)	[滞在快適性等向上区域] 普通財産の活用(法第46条第14項第4号)
1	●パブリックスペースを活用した賑わい増進施設の整備・管理 都市再生推進法人が中心となって以下に取り組む。 ・大宮駅東口駅前おもてなし公共施設(OM TERRACE)における既存休憩スペース利活用時の管理を行う。 ・大宮駅東口駅前おもてなし公共施設(OM TERRACE)における既存休憩スペースを飲食・購買を伴うイベントに活用できるよう、関係設備の整備・管理を行う。 ・大宮駅東口駅前おもてなし公共施設(OM TERRACE)における既存休憩スペース等を活用した賑わい創出事業及び回遊性向上事業を運営する。	駅前のパブリックスペースの積極的な有効活用により、ターミナル駅である大宮駅周辺の賑わい創出および駅周辺利用者の回遊行動の誘発を図る。	R8～R12	・一般社団法人アーバンデザインセンター大宮(都市再生推進法人)				○							
2	●道路空間を活用した賑わい創出に向けた整備・管理 大宮門街前、さいたま市道3.3.75大宮中央通線大宮門街前歩道部に、購買・飲食施設を設置し適切に運営・管理を行うことで、賑わいを創出する。	拡幅された歩道空間の積極的な有効活用により、大宮駅周辺の賑わい創出および隣接する再開発ビルとの一体的なエリアマネジメントを図る。	R8～R12	・一般社団法人アーバンデザインセンター大宮(都市再生推進法人)	○										
3															
4															

滞在快適性等向上区域における駐車場の配置方針等

	取組	取組の目的/取組によって解決される課題	開始時期	活用する制度		
				制度別詳細11	制度別詳細12	制度別詳細13
				[滞在快適性等向上区域] 路外駐車場配置等基準(法第46条第14項第3号イ)	[滞在快適性等向上区域] 駐車場出入口制限(法第46条第14項第3号ロ)	[滞在快適性等向上区域] 集約駐車施設(法第46条第14項第3号ハ)
1						

制度別詳細1（道路占用に関する事項）法第46条第10項

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度の活用計画

占用対象施設			占用の場所	道路交通環境の維持 及び向上を図るための措置
道路占用許可特例対象施設	1	随時設置する食事施設・購買施設	路線名：さいたま市道3.3.75大宮中央通線 大宮門街前歩道部	・賑わい創出を行う区域周辺の清掃を実施する ・賑わい創出を行う区域に違法駐輪が増えないよう、利用者へのマナーの周知を図る
	2			
	3			

制度別詳細1-1（道路占用に関する事項）法第46条第10項

事業番号1，2，3

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図

制度別詳細1-2-①（道路占用に関する事項）法第46条第10項

事業番号1，2，3

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

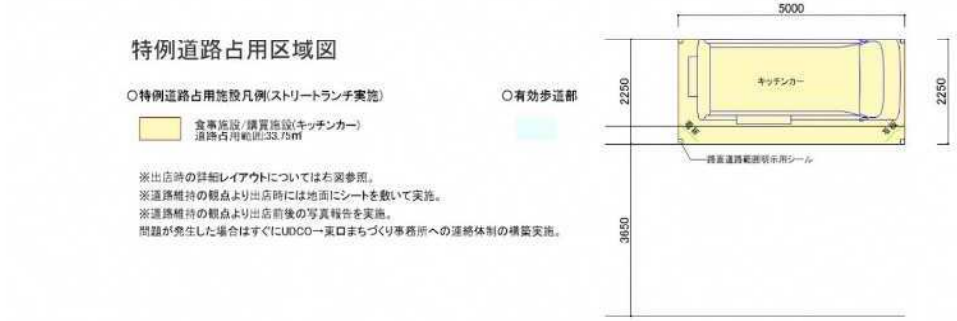

キッチンカー出店部レイアウト図

写真はイメージです

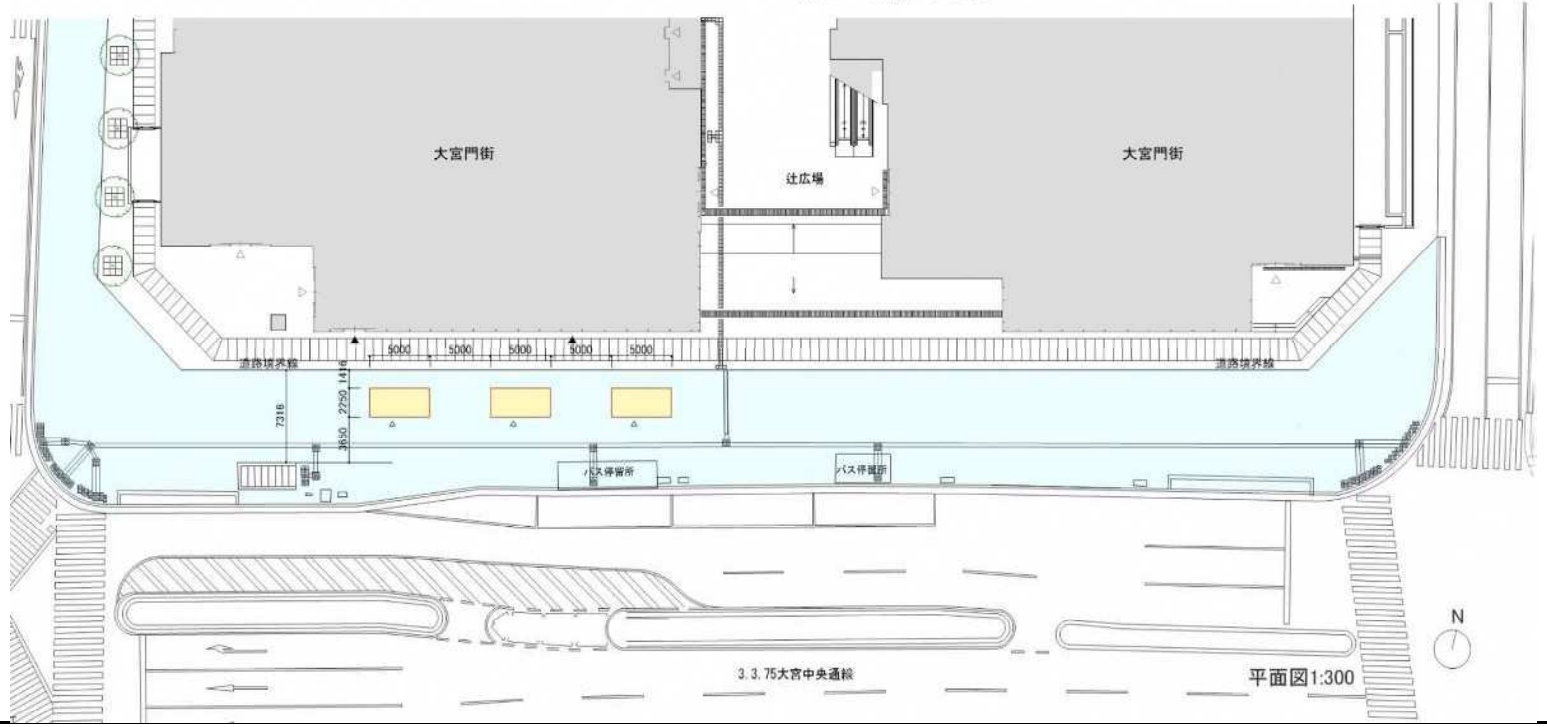

制度別詳細4（都市利便増進協定に関する事項）法第46条第25項

制度別詳細【都市利便増進協定】

制度の活用計画

事業内容		事業期間	取り組み主体	活用する制度の詳細
1	パブリックスペースを活用した賑わい増進施設の整備及び回遊性向上施設・管理	R8～R12	・一般社団法人アーバンデザインセンター大宮（都市再生推進法人）	1. 協定締結者 ・一般社団法人アーバンデザインセンター大宮（都市再生推進法人） ・さいたま市（土地建物所有者） 2.都市利便増進施設の一体的な整備又は管理が必要と認められる区域 ・次ページ赤枠の範囲 3. 協定の内容 (1)協定の目的となる都市利便増進施設 ・大宮駅東口駅前おもてなし公共施設（OM TERRACE）における既存休憩スペース・既存公共スペース ・大宮駅東口駅前おもてなし公共施設（OM TERRACE）における既存休憩スペースを活用した賑わい創出事業のための設備一式 ・大宮駅東口駅前おもてなし公共施設（OM TERRACE)における既存公共スペースを活用した回遊性創出事業のための設備一式 (2)費用負担 ・都市再生推進法人が既存休憩スペースの賑わい創出事業及び回遊性創出事業を運営し、その収益の一部を所有者に還元する。 (3)都市利便増進施設の整備・管理の方法 ・都市再生推進法人が中心となって、大宮駅東口駅前おもてなし公共施設（OM TERRACE）における既存休憩スペース利活用時及び既存公共スペースの管理を行う。 ・都市再生推進法人が中心となって、大宮駅東口駅前おもてなし公共施設（OM TERRACE）における既存休憩スペースを飲食・購買を伴うイベントに活用できるよう、関係設備の整備・管理を行う。 ・都市再生推進法人が中心となって、大宮駅東口駅前おもてなし公共施設（OM TERRACE）における既存公共スペースを回遊性の向上のため、サイクルポート等の整備・管理を行う。 ・都市再生推進法人が得た収益を、賑わい創出事業及び回遊性向上事業の運営に必要な諸施設の整備・維持管理費用に充当する。
2				
3				
4				
5				

制度別詳細4-1（都市利便増進協定に関する事項）法第46条第25項

事業番号1，2，3

制度別詳細【都市利便増進協定】

制度を活用して整備・設置する予定の施設等配置を示す地図及び設置イメージ

都市利便増進施設の一体的な整備又は管理が必要と認められる区域

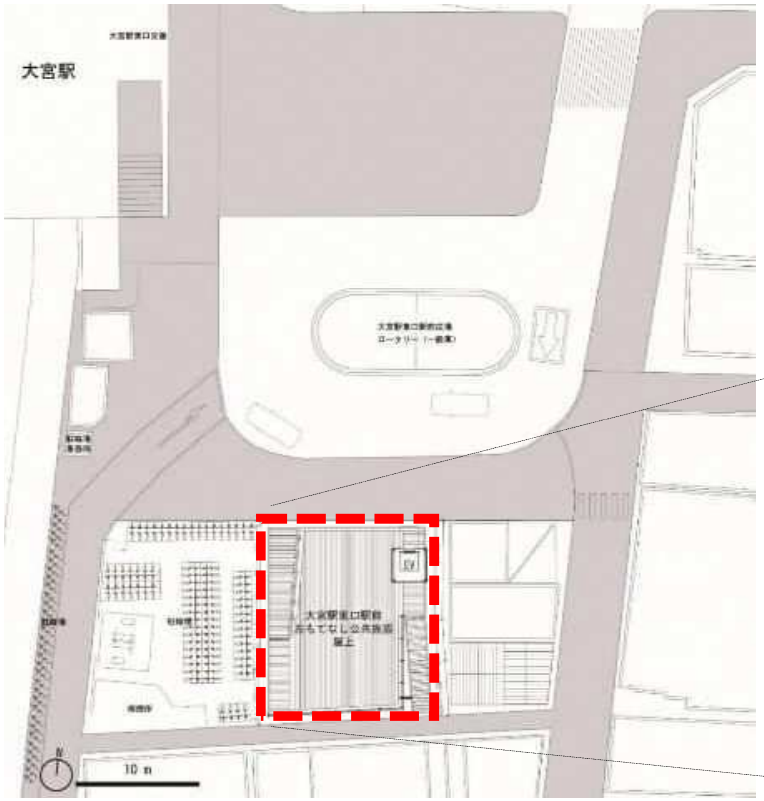

既存休憩施設 大宮駅東口駅前おもてなし公共施設（OM TERRACE）屋上 位置図

大宮駅東口駅前おもてなし公共施設
（OM TERRACE）現況写真
北面より撮影

大宮駅東口駅前おもてなし公共施設
（OM TERRACE）屋上上空写真
北西上空より撮影

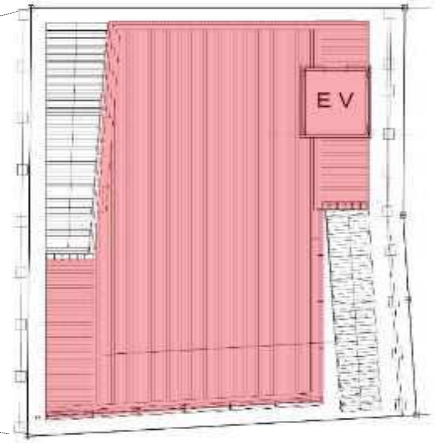

既存の休憩施設（OM TERRACE）屋上平面図

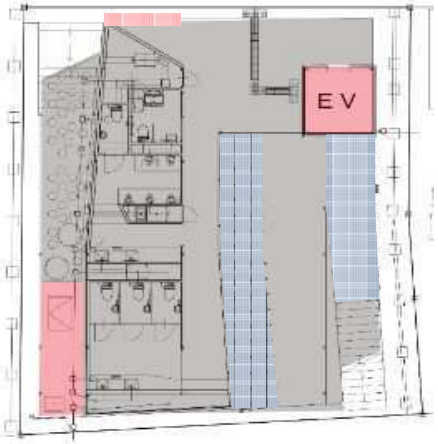

1F部分平面図

賑わい創出事業に供する範囲

※ただし1F南面のスペースは各種設備等の保管スペースとして利用する

回遊性創出事業に供する範囲

制度別詳細4-2（都市利便増進協定に関する事項）法第46条第25項

事業番号1，2，3

制度別詳細【都市利便増進協定】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

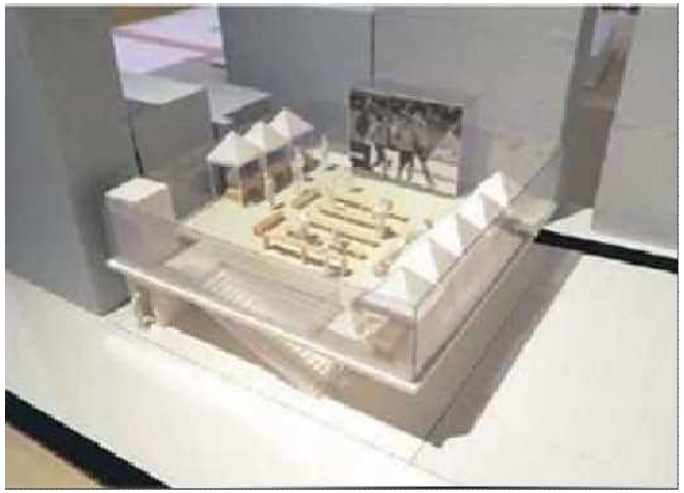

大宮駅東口駅前おもてなし公共施設（OM TERRACE）

屋上での賑わい創出事業イメージ及び関連設備例

1. テント等を屋上に設置した場合
2. スクリーン・音響設備を設置した場合
3. 賑わい創出事業の告知広告を設置した場合

1, 2 出典：2016年まちラボプロジェクト
「大宮駅東口おもてなし公共スペース
デザインプロジェクト」

1	2
3	

都市再生整備計画の区域

様式（1）-⑥

大宮駅周辺地区（埼玉県さいたま市）	面積	約130 ha	区域	桜木町1・2丁目、上落合9丁目、吉敷町1丁目、下町1ー3丁目、仲町1ー3丁目、大門町1ー3丁目、宮町1丁目の全部と、桜木町3・4丁目、上落合8丁目、大成町1丁目、吉敷町2丁目、宮町2丁目、高鼻町1丁目、錦町の一部

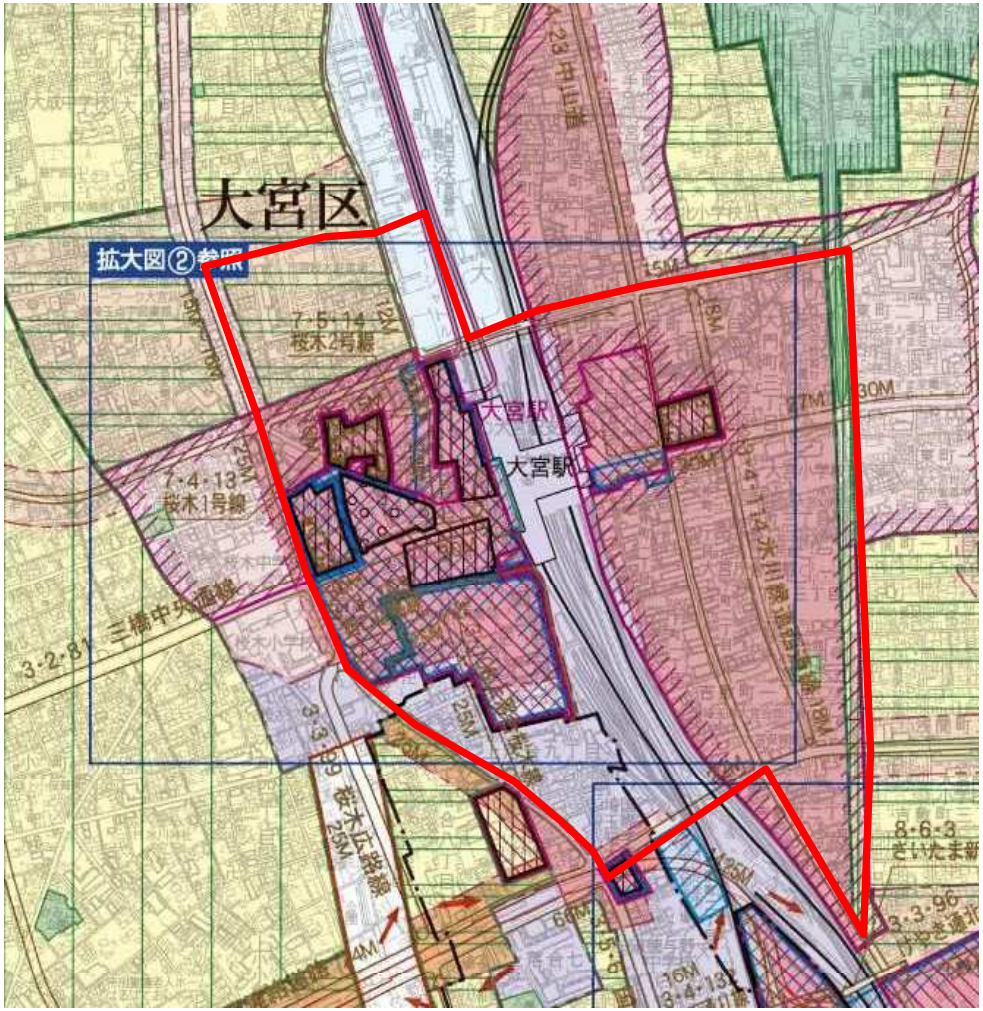

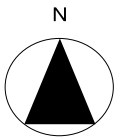

大宮駅周辺地区（第3期）（埼玉県さいたま市） 整備方針概要図（まちなかウォーカブル推進事業）
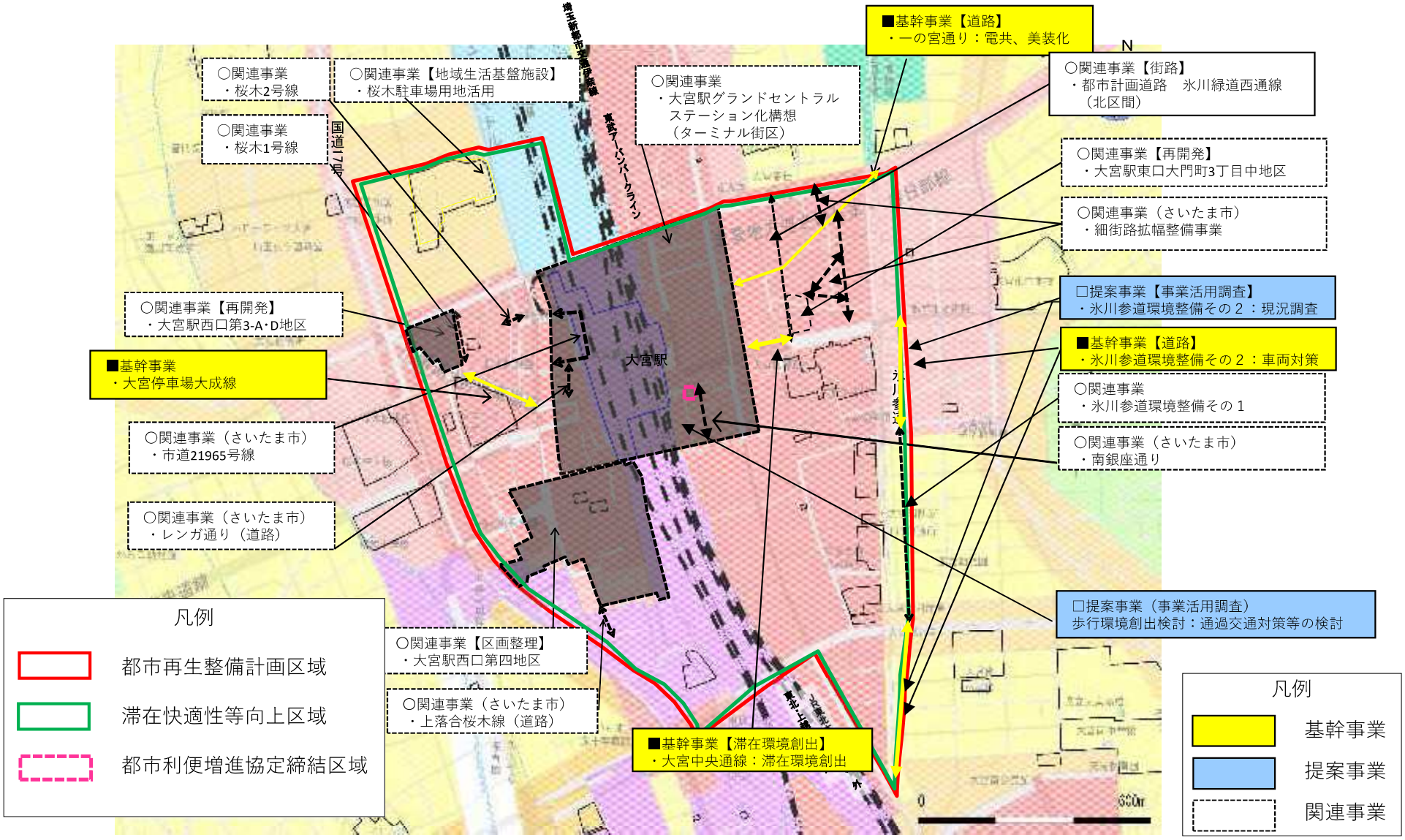
目標	高次都市施設の集積を通じた、 おもてなしあふれる東日本の交流拠点都市の創出	代表的な指標	歩行者交通量	8,300人	（令和６年度）→	9,400人（令和１２年度）
			滞在人口	77,700人	（令和６年度）→	94,600人（令和１２年度）
			地域の住み心地	91.6%	（令和６年度）→	93%（令和１２年度）